

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年4月26日

【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー  
(Global Funds Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役兼コンダクティング・オフィサー ジャンフランソワ・カブラス  
(Jean-François Caprasse, Director & Conducting Officer)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟  
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健  
弁護士 白川 剛士

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】  
ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト  
(Nomura Global Select Trust)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】

( ) U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド  
100億米ドル(1兆1,087億円)を上限とします。

( ) 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド  
100億豪ドル(7,934億円)を上限とします。

(注1)米ドルの円貨換算は、便宜上、平成31年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=110.87円)によります。以下、別段の表示がない限り、米ドルの金額表示はすべてこれによります。

(注2)豪ドルの円貨換算は、便宜上、平成31年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1豪ドル=79.34円)によります。以下、別段の表示がない限り、豪ドルの金額表示はすべてこれによります。

【縦覧に供する場所】 該当事項ありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成31年4月26日付で半期報告書を提出いたしましたので、平成31年1月31日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により更新または追加するため、また、日本における販売会社の商号変更、投資リスクの参考情報の更新、管理報酬等に関する情報の更新等、記載事項を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

## 2【訂正の内容】

### (1) 半期報告書提出に伴う訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容\*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格	(3) ファンドの仕組み 管理会社の概要 ( ) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加または更新
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
5 その他	(3) 訴訟事件その他の重要事項	4 管理会社の概況	(3) その他	追加

\* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。（「5 管理会社の経理の概況」は、訂正内容に該当しないため省略します。）

[次へ](#)

## 1 ファンドの運用状況

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（Global Funds Management S.A.）（以下「管理会社」といいます。）が管理するノムラ・グローバル・セレクト・トラスト（Nomura Global Select Trust）（以下「トラスト」といいます。）のサブ・ファンドであるU.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンド（以下総称して「ファンド」といいます。）の運用状況は次のとおりです。

### （1）投資状況

資産別および地域別の投資状況

#### U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド

（2019年2月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	フランス	104,607,245	36.03
	ドイツ	71,803,952	24.73
	オランダ	23,895,336	8.23
	フィンランド	16,965,541	5.84
	ルクセンブルグ	4,989,280	1.72
	小計	222,261,354	76.56
現金その他の資産（負債控除後）		68,057,168	23.44
総計 (純資産総額)		290,318,522 (約32,188百万円)	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同様です。

（注2）米ドルの円貨換算は、便宜上、2019年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=110.87円）によります。

（注3）豪ドルの円貨換算は、便宜上、2019年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル=79.34円）によります。

（注4）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

## 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

(2019年2月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (豪ドル)	投資比率 (%)
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	フランス	25,911,118	39.51
	ドイツ	12,958,570	19.76
	オランダ	1,987,907	3.03
	小計	40,857,594	62.30
現金その他の資産(負債控除後)		24,721,636	37.70
総計 (純資産総額)		65,579,230 (約5,203百万円)	100.00

## (2) 運用実績

## 純資産の推移

2018年3月1日から2019年2月末日までの各月末の純資産の推移は次のとおりです。

## U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
2018年3月末日	294,765	32,681	0.01	1.11
4月末日	298,011	33,040	0.01	1.11
5月末日	293,748	32,568	0.01	1.11
6月末日	289,062	32,048	0.01	1.11
7月末日	282,002	31,266	0.01	1.11
8月末日	282,689	31,342	0.01	1.11
9月末日	279,630	31,003	0.01	1.11
10月末日	275,536	30,549	0.01	1.11
11月末日	271,042	30,050	0.01	1.11
12月末日	275,386	30,532	0.01	1.11
2019年1月末日	290,439	32,201	0.01	1.11
2月末日	290,319	32,188	0.01	1.11

## 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千豪ドル	百万円	豪ドル	円
2018年3月末日	36,560	2,901	0.01	0.79
4月末日	35,761	2,837	0.01	0.79
5月末日	35,530	2,819	0.01	0.79
6月末日	35,729	2,835	0.01	0.79
7月末日	36,869	2,925	0.01	0.79
8月末日	36,241	2,875	0.01	0.79
9月末日	36,210	2,873	0.01	0.79
10月末日	39,747	3,154	0.01	0.79
11月末日	39,159	3,107	0.01	0.79
12月末日	43,610	3,460	0.01	0.79
2019年1月末日	58,199	4,618	0.01	0.79
2月末日	65,579	5,203	0.01	0.79

## 分配の推移

2019年2月末日前1年間における分配の推移は次のとおりです。

## U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド

	1万口当りの分配金	
	米ドル	円
2018年3月	0.08382	9.29
4月	0.09689	10.74
5月	0.11298	12.53
6月	0.11494	12.74
7月	0.12109	13.43
8月	0.11680	12.95
9月	0.11358	12.59
10月	0.12682	14.06
11月	0.12990	14.40
12月	0.14463	16.04
2019年1月	0.15158	16.81
2月	0.13179	14.61

## 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

	1万口当りの分配金	
	豪ドル	円
2018年3月	0.08164	6.48
4月	0.09304	7.38
5月	0.10262	8.14
6月	0.10772	8.55
7月	0.10992	8.72
8月	0.09671	7.67
9月	0.10145	8.05
10月	0.09943	7.89
11月	0.09413	7.47
12月	0.09728	7.72
2019年1月	0.10087	8.00
2月	0.08586	6.81

## 収益率の推移

## U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド

計算期間	収益率(注)
2018年3月1日から2019年2月28日まで	1.44%

## 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

計算期間	収益率(注)
2018年3月1日から2019年2月28日まで	1.17%

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$ 

a = 当該期間最終日の1口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該期間の直前の日の1口当り純資産価格

## &lt;参考情報&gt;

## 純資産総額および7日間平均年換算利回りの推移 (2019年2月末日現在)

## U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド



## 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド



※7日間平均年換算利回りは課税前です。

## 2 販売及び買戻しの実績

2018年3月1日から2019年2月末日までの販売および買戻しの実績ならびに2019年2月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

### U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド

販売口数	買戻口数	発行済口数
26,910,743,682 (26,910,743,682)	26,847,002,657 (26,847,002,657)	29,031,852,242 (29,031,852,242)

### 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

販売口数	買戻口数	発行済口数
5,570,575,227 (5,570,575,227)	2,259,824,884 (2,259,824,884)	6,557,923,037 (6,557,923,037)

(注) ( ) の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数です。

[次へ](#)



### 3 ファンドの経理状況

- a. ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 原文の中間財務書類は、すべてのサブ・ファンドを含めたノムラ・グローバル・セレクト・トラスト全体のものとして作成されています。本書において「投資有価証券明細表等」は、該当する部分のみを抜粋して記載しています。
- c. ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていません。
- d. ファンドの原文の中間財務書類は、米ドル、豪ドルおよびNZドルで表示されています。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2019年2月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=110.87円、1豪ドル=79.34円、1NZドル=75.88円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

[次へ](#)

## (1) 資産及び負債の状況

結合純資産計算書  
2019年1月31日現在

## ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト

	U.S.ドル・マネー・ マーケット・ファンド		豪ドル・マネー・ マーケット・ファンド	
	(米ドル)	(千円)	(豪ドル)	(千円)
<b>資産</b>				
投資有価証券(注2)	195,432,902	21,667,646	30,894,589	2,451,177
銀行預金	124,303	13,781	165,525	13,133
定期預金	95,555,000	10,594,183	27,226,000	2,160,111
預金利息	6,416	711	1,571	125
設立費(注2)	39,168	4,343	4,950	393
その他の資産	3,853	427	2,932	233
資産合計	291,161,642	32,281,091	58,295,567	4,625,170
<b>負債</b>				
未払費用(注7)	585,444	64,908	88,512	7,023
受益者への未払分配金	131,197	14,546	8,093	642
その他の負債	6,014	667	0	0
負債合計	722,655	80,121	96,605	7,665
純資産	290,438,987	32,200,970	58,198,962	4,617,506
発行済受益証券数	29,043,898,701 口		5,819,896,165 口	
1口当り純資産価格	0.01	1.11円	0.01	0.79円

添付の注記は当財務書類の一部である。

## 結合純資産計算書

( 続き )

## ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト

	NZドル・マネー・ マーケット・ファンド		結合	
	(NZドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
資産				
投資有価証券(注2)	10,967,672	832,227	225,172,853	24,964,914
銀行預金	42,965	3,260	272,823	30,248
定期預金	7,155,000	542,921	120,044,279	13,309,309
預金利息	212	16	7,692	853
設立費(注2)	76,752	5,824	95,293	10,565
その他の資産	2,946	224	7,980	885
資産合計	18,245,547	1,384,472	345,600,920	38,316,774
負債				
未払費用(注7)	39,753	3,016	676,354	74,987
受益者への未払分配金	452	34	137,329	15,226
その他の負債	0	0	6,014	667
負債合計	40,205	3,051	819,697	90,880
純資産	18,205,342	1,381,421	344,781,223	38,225,894
発行済受益証券数	1,820,534,157 口			
1口当り純資産価格	0.01	0.76円		

結合発行済受益証券数変動表  
2019年1月31日に終了した期間

## ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト

	U.S.ドル・マネー・ マーケット・ファンド	豪ドル・マネー・ マーケット・ファンド	NZドル・マネー・ マーケット・ファンド
期首現在発行済受益証券数	28,200,154,458	3,686,858,523	-
発行受益証券数	13,402,391,877	3,191,120,388	1,991,698,516
買戻受益証券数	(12,558,647,634)	(1,058,082,746)	(171,164,359)
期末現在発行済受益証券数	29,043,898,701	5,819,896,165	1,820,534,157

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

## ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト

中間財務書類に対する注記

2019年1月31日に終了した期間

## 注1 - 組織

## トラスト

ルクセンブルグ大公国の法律に基づいてオープン・エンドのアンブレラ型の共有持分型投資信託 (*fonds commun de placement à compartiments multiples*) としてルクセンブルグ大公国において設定されたノムラ・グローバル・セレクト・トラスト(以下「トラスト」という。)は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された株式会社 (*société anonyme*) でありルクセンブルグ大公国に登記上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(以下「管理会社」という。)によって、その共有者(以下「受益者」という。)の利益のために管理運用される、証券およびその他の資産(以下「証券」という。)からなる非法人形態の共有体である。トラストの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他の投資信託の資産から分別されている。

トラストは、異なるクラスの受益証券を発行することができ、管理会社の取締役会(「取締役会」)がクラス毎に決めた投資方針に従って個別に投資される。異なるクラス受益証券およびその投資ポートフォリオは、以下に「ファンド」として言及される。

管理会社は、2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律(改正済)(「2013年法」)の第1条第46項に定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社である。

トラストは、2010年12月17日の投資信託に関するルクセンブルグ法(改正済)(「2010年法」)のパート の規定に準ずる投資信託として適格性を有し、また2013年法の第1条第39項に定義されるオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。

トラストの存続期間は無期限である。トラストは、管理会社と保管受託銀行との合意によりいつでも償還することができる。

## ファンド

本書の日付現在、トラストには、存続期間が無期限で設定されているノムラ・グローバル・セレクト・トラスト - U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド、ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト - 豪ドル・マネー・マーケット・ファンドおよびノムラ・グローバル・セレクト・トラスト - NZドル・マネー・マーケット・ファンドの3つのファンド(各々を「ファンド」という。)が存在する。

ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を追求することである。ファンドは、主に高い信用度と流動性を有するそれぞれ米ドル建て、豪ドル建ておよびNZドル建ての公債短期金融商品への分散投資ならびに現金、預金への投資により、この投資目的の達成を目指す。

トラストおよびファンドは、マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および理事会規則(EU)2017/1131(以下「MMF規則」という。)に定義される短期マネー・マーケット・ファンド(以下「MMF」という。)としての資格を有する。

## 注2 - 重要な会計方針

トラストは、それぞれの通貨で各ファンドの会計帳簿を記帳し、米ドルで結合財務書類を作成している。

財務書類は、ルクセンブルグの投資信託に関する規則に準拠し、以下の重要な会計方針を含んで作成される。

## 投資有価証券

(a) 短期金融商品は、償却原価法で評価される。

(b) 投資対象短期MMFの投資証券または受益証券は、これらの投資対象短期MMFによって報告されるその入手可能な最新の純資産価格で評価される。

(c) 手元現金、預金、手形および要求払約束手形、ならびに前述の宣言または発生済みであるが未払いの売掛金、前払費用、現金配当および利息の価額は、それらの全額とみなされるものとする。ただし、全額の支払いまたは受領が見込まれない場合は除外されるものとし、除外される場合、かかる資産の価額は、管理会社がそれらの真の価額を反映するために適切と考える割引を行った後で決定されるものとする。

(d) 現金および他の流動資産は、額面価額に経過利息を加えて評価される。

## 投資取引および投資収益

投資取引は、取引日(購入または売却の注文が実行される日)に会計処理される。投資取引に係る実現損益は、加重平均原価法に基づいて算出される。

受取利息は、発生利息に基づいて計上される。支払いが滞ったり支払いに問題があると投資運用会社が判断する場合には、トラストは収益を計上しない。

## 外貨換算

各ファンドの基準通貨以外の通貨建ての資産および負債は、財務書類の日付現在の実勢為替レートで換算されている。

各ファンドの基準通貨以外の通貨建ての収益および費用は、取引日現在の実勢為替レートで換算されている。

米ドル建てで結合財務書類を作成するにあたり、米ドル以外の通貨建ての各ファンドの計算書は、期末現在の実勢為替レートで換算されている。

2019年1月31日現在、以下の為替レートが使用された。

1米ドル=1.38985豪ドル

1米ドル=1.46017NZドル

## 純資産価格の計算方針

各ファンドの受益証券1口当り純資産価格は、日々の分配金宣言直後、毎取引日に決定される。1口当り純資産価格は、当該ファンドのすべての投資有価証券およびその他の資産の合計から当該ファンドの負債を控除した額を発行済受益証券の口数で除することにより決定される。

ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.は、ルクセンブルグ時間の午後6時頃に管理会社および保管受託銀行の事務所において各取引日に入手可能である、日々の1口当り純資産価格および各ファンドに関して宣言される1口当りの日々の分配金額を決定するために、管理会社によって任命されている。

## 設立費

マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および理事会規則(EU)2017/1131に準拠したトラストの再編成についての費用が発生した。当該費用は、5年間に亘り定額法で償却される。

## 注3 - 管理報酬および投資運用報酬

管理会社は、NZドル・マネー・マーケット・ファンドの設立報酬である7,500ユーロを、当該ファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、当該四半期中の各ファンドの日々の平均純資産額の年率0.010%以下の管理報酬を、各ファンドの資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

年率0.010%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。管理報酬の引下げは2008年12月29日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.30%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>管理報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.008%
0.20%未満となった場合	0.006%
0.10%未満となった場合	0.004%
再度0.10%未満となった場合	0.002%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

管理報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>管理報酬</u>
0.250%超となった場合	0.002%
再度0.250%超となった場合	0.004%
0.350%超となった場合	0.006%
0.450%超となった場合	0.008%
0.525%超となった場合	0.010%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2019年1月31日現在、年率は、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドおよびNZドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.010%であった。

各ファンドの投資運用会社は、当該四半期中の各ファンドの日々の平均純資産額の年率0.150%以下の投資運用報酬を、各ファンドの資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

年率0.150%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。投資運用報酬の引下げは2008年12月19日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.30%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>投資運用報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.12%
0.20%未満となった場合	0.09%
0.10%未満となった場合	0.06%
再度0.10%未満となった場合	0.03%
再度0.10%未満となった場合	0.00%

投資運用報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>投資運用報酬</u>
0.250%超となった場合	0.03%
再度0.250%超となった場合	0.06%
0.350%超となった場合	0.09%
0.450%超となった場合	0.12%
0.525%超となった場合	0.15%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2019年1月31日現在、年率は、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドおよびNZドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.150%であった。

#### 注4 - 保管報酬および管理事務代行報酬

保管受託銀行および管理事務代行会社は、当該四半期中の各ファンドの日々の平均純資産額の年率0.070%以下の保管報酬および管理事務代行報酬を、各ファンドの資産から受領する権利を有する。

年率0.070%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。保管報酬および管理事務代行報酬の引下げは2008年12月19日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.30%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>保管報酬および管理事務代行報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.052%
0.20%未満となった場合	0.039%
0.10%未満となった場合	0.026%
再度0.10%未満となった場合	0.013%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

保管報酬および管理事務代行報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>保管報酬および管理事務代行報酬</u>
0.250%超となった場合	0.013%
再度0.250%超となった場合	0.026%
0.350%超となった場合	0.039%
0.450%超となった場合	0.052%
0.525%超となった場合	0.070%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2019年1月31日現在、年率は、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドおよびNZドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.070%であった。

保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関の保管費用は、当該ファンドが負担する。

#### 注5 - 代行協会員報酬

日本における代行協会員は、各ファンドの日々の平均純資産額の年率0.080%以下の報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は四半期末毎に支払われる。

年率0.080%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。代行協会員報酬の引下げは2008年12月19日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.30%未満となった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>代行協会員報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.064%
0.20%未満となった場合	0.048%
0.10%未満となった場合	0.032%
再度0.10%未満となった場合	0.016%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

代行協会員報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>代行協会員報酬</u>
0.250%超となった場合	0.016%
再度0.250%超となった場合	0.032%
0.350%超となった場合	0.048%
0.450%超となった場合	0.064%
0.525%超となった場合	0.080%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2019年1月31日現在、年率は、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドおよびNZドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.080%であった。

#### 注6 - 販売会社報酬

日本における各販売会社は、日本における当該販売会社によって販売された受益証券の当該四半期中の各ファンドの日々の平均純資産額の年率0.35%以下の報酬を、各ファンドの資産から四半期末毎に後払いで受領する権利を有する。

年率0.35%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。販売会社報酬の引下げは2008年12月10日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.45%未満となった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>販売会社報酬</u>
0.45%未満となった場合	0.30%
0.40%未満となった場合	0.25%
0.35%未満となった場合	0.20%
0.30%未満となった場合	0.16%
0.20%未満となった場合	0.12%
0.10%未満となった場合	0.08%
再度0.10%未満となった場合	0.04%
再度0.10%未満となった場合	0.00%

販売会社報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.25%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>販売会社報酬</u>
0.250%超となった場合	0.04%
再度0.250%超となった場合	0.08%
0.350%超となった場合	0.12%
0.450%超となった場合	0.16%
0.525%超となった場合	0.20%
再度0.525%超となった場合	0.25%
再度0.525%超となった場合	0.30%
0.575%超となった場合	0.35%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2019年1月31日現在、年率は、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドおよびNZドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.350%であった。



## 注7 - 未払費用

	ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト			結合
	U.S.ドル・ マネー・ マーケット・ ファンド	豪ドル・ マネー・ マーケット・ ファンド	NZドル・ マネー・ マーケット・ ファンド	
	(米ドル)	(豪ドル)	(NZドル)	(米ドル)
投資運用報酬	104,447	15,825	7,996	121,310
代行協会員報酬・販売会社 報酬	299,418	45,365	22,925	347,759
管理事務代行報酬	20,890	3,165	1,600	24,263
保管報酬	27,852	4,220	2,132	32,348
管理報酬	6,963	1,055	533	8,087
法務報酬	5,932	5,554	0	9,928
海外登録費用	47,333	5,001	774	51,461
専門家報酬	48,511	5,386	683	52,854
印刷費・公告費	4,128	0	0	4,128
年次税	10,980	1,692	587	12,599
その他の費用	8,990	1,249	0	9,889
設立費用の償却費	0	0	2,523	1,728
	<u>585,444</u>	<u>88,512</u>	<u>39,753</u>	<u>676,354</u>

## 注8 - 税金

トラストは、税制に関してルクセンブルグの法律を課される。ルクセンブルグの現行法規に従い、トラストは、純資産に対して年率0.01%の資本税を課され、四半期毎に計算し支払う。現在の法律によれば、トラストおよび受益者（ルクセンブルグに住所、登記された事務所または恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人もしくは法人を除く。）はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。トラストは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

## 注9 - 分配

管理会社の取締役会は、各ファンドの投資方針に記載された、受益証券1口当たり純資産価格の金額を維持するために必要な額の分配を日々行う予定である。

分配の結果、当該ファンドの純資産総額がルクセンブルグの法律に規定された投資信託の純資産の最低額のユーロ相当額を下回る場合には、分配を行うことができない。支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し当該ファンドに帰属する。

2019年1月31日に終了した期間中に、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドおよびNZドル・マネー・マーケット・ファンドは、それぞれ2,192,303米ドル、233,379豪ドルおよび55,510NZドルの分配金を支払った。

## 注10 - 税引後のファンドの当期実績

2019年1月31日に終了した期間におけるU.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドの税引後の実績は2,192,303米ドルの利益であった。注記9に記述のとおり、ファンドは、受益者に2,192,303米ドルの分配を行った。

2019年1月31日に終了した期間における豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの税引後の実績は233,379豪ドルの利益であった。注記9に記述のとおり、ファンドは、受益者に233,379豪ドルの分配を行った。

2019年1月31日に終了した期間におけるNZドル・マネー・マーケット・ファンドの税引後の実績は55,510NZドルの利益であった。注記9に記述のとおり、ファンドは、受益者に55,510NZドルの分配を行った。

[次へ](#)

## (2) 投資有価証券明細表等

ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト - U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド

投資有価証券明細表

2019年1月31日現在

(米ドル(USD)で表示)

通貨	額面価額 <sup>(1)</sup>	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券					
フィンランド					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	7,000,000	MUNICIPALITY FINANCE CP 04/03/19	6,955,831	6,984,786	2.41
USD	5,000,000	MUNICIPALITY FINANCE CP 16/04/19	4,968,327	4,973,958	1.71
USD	5,000,000	MUNICIPALITY FINANCE CP 17/04/19	4,967,833	4,973,194	1.71
			16,891,991	16,931,938	5.83
		フィンランド合計	16,891,991	16,931,938	5.83
フランス					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	10,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 23/04/19	9,935,345	9,941,810	3.42
USD	8,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 10/04/19	7,948,336	7,960,965	2.74
USD	8,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 11/04/19	7,948,583	7,960,580	2.74
USD	8,000,000	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 15/04/19	7,949,521	7,959,056	2.74
USD	6,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 14/03/19	5,961,178	5,982,314	2.06
USD	5,000,000	CAISSE AMORTISSEMENT CP 19/02/19	4,988,180	4,993,553	1.72
USD	5,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 28/02/19	4,966,538	4,989,961	1.72
USD	5,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 08/03/19	4,979,191	4,987,656	1.72
USD	4,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 12/02/19	3,981,822	3,996,876	1.38
USD	3,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 07/02/19	2,987,036	2,998,745	1.03
USD	3,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 09/04/19	2,980,589	2,985,550	1.03
			64,626,319	64,757,066	22.30
		フランス合計	64,626,319	64,757,066	22.30
ドイツ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	9,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 12/02/19	8,960,802	8,993,046	3.09
USD	8,000,000	KFW CP 11/03/19	7,952,682	7,978,595	2.75
USD	8,000,000	LANDWIRT RENTENBK CP 18/03/19	7,966,388	7,975,206	2.75
USD	8,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 15/04/19	7,949,323	7,958,895	2.74
USD	7,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 28/02/19	6,954,590	6,986,673	2.41
USD	5,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 04/02/19	4,979,088	4,999,004	1.72
USD	5,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 11/03/19	4,966,979	4,986,211	1.72
USD	5,000,000	KFW CP 11/04/19	4,970,549	4,977,421	1.71
USD	5,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 08/04/19	4,968,327	4,976,773	1.71
USD	5,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 09/04/19	4,968,327	4,976,421	1.71
USD	4,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 20/02/19	3,982,305	3,994,577	1.38
USD	4,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 21/02/19	3,982,510	3,994,358	1.38
USD	4,000,000	KREDITANST FUR WIEDER CP 09/04/19	3,976,242	3,982,313	1.37
USD	4,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 09/04/19	3,974,908	3,981,321	1.37
USD	3,000,000	KFW CP 05/02/19	2,987,549	2,999,197	1.03
USD	3,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 05/02/19	2,987,344	2,999,183	1.03
			86,527,913	86,759,194	29.87
		ドイツ合計	86,527,913	86,759,194	29.87

通貨	額面価額 <sup>(1)</sup>	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券(続き)					
ルクセンブルグ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD 5,000,000		EIB CP 04/02/19	4,967,315	4,998,957	1.72
			<u>4,967,315</u>	<u>4,998,957</u>	<u>1.72</u>
		ルクセンブルグ合計	<u>4,967,315</u>	<u>4,998,957</u>	<u>1.72</u>
イギリス					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD 8,000,000		EBRD CP 13/02/19	7,948,203	7,993,244	2.75
USD 6,000,000		EBRD CP 05/02/19	5,961,910	5,998,344	2.07
USD 5,000,000		EBRD CP 14/02/19	4,967,628	4,995,426	1.72
USD 3,000,000		EBRD CP 07/02/19	2,980,577	2,998,733	1.03
			<u>21,858,318</u>	<u>21,985,747</u>	<u>7.57</u>
		イギリス合計	<u>21,858,318</u>	<u>21,985,747</u>	<u>7.57</u>
		他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券合計	<u>194,871,856</u>	<u>195,432,902</u>	<u>67.29</u>
投資有価証券合計			<u>194,871,856</u>	<u>195,432,902</u>	<u>67.29</u>

(1) 額面価額は証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

## ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト - U . S . ドル・マネー・マーケット・ファンド

## 投資有価証券の業種別および地域別分布表

2019年1月31日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合(%)
フィンランド	
金融	5.83
	<hr/>
	5.83
フランス	
金融	22.30
	<hr/>
	22.30
ドイツ	
金融	29.87
	<hr/>
	29.87
ルクセンブルグ	
金融	1.72
	<hr/>
	1.72
イギリス	
金融	7.57
	<hr/>
	7.57
投資合計	<hr/> <hr/>
	67.29

## ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト - 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

## 投資有価証券明細表

2019年1月31日現在

(豪ドル(AUD)で表示)

通貨	額面価額 <sup>(1)</sup>	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券					
フランス					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
AUD	3,000,000	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 10/05/19	2,983,224	2,983,393	5.12
AUD	2,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 12/03/19	1,990,093	1,995,800	3.42
AUD	2,000,000	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 15/04/19	1,990,050	1,991,929	3.42
AUD	2,000,000	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 18/04/19	1,989,679	1,991,284	3.42
AUD	2,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 24/04/19	1,989,693	1,990,610	3.42
AUD	2,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 09/05/19	1,988,736	1,989,074	3.42
AUD	2,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 09/05/19	1,988,815	1,989,041	3.42
AUD	1,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 28/02/19	994,845	998,470	1.72
AUD	1,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 28/02/19	994,870	998,461	1.72
AUD	1,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 04/03/19	995,030	998,288	1.72
AUD	1,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 18/03/19	994,975	997,488	1.71
			18,900,010	18,923,838	32.51
		フランス合計	18,900,010	18,923,838	32.51
ドイツ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
AUD	2,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 17/04/19	1,989,925	1,991,606	3.42
AUD	1,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 13/02/19	994,801	999,322	1.72
AUD	1,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 07/03/19	995,322	998,233	1.72
AUD	1,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 22/03/19	994,970	997,291	1.71
AUD	1,000,000	KFW CP 11/04/19	995,545	996,584	1.71
AUD	1,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 08/04/19	995,087	996,397	1.71
AUD	1,000,000	LANDWIRT RENTENBK CP 26/04/19	993,351	995,306	1.71
			7,959,001	7,974,739	13.70
		ドイツ合計	7,959,001	7,974,739	13.70
イギリス					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
AUD	2,000,000	EBRD CP 14/02/19	1,989,551	1,998,523	3.43
AUD	1,000,000	EBRD CP 21/02/19	994,852	998,881	1.72
AUD	1,000,000	EBRD CP 26/02/19	994,877	998,608	1.72
			3,979,280	3,996,012	6.87
		イギリス合計	3,979,280	3,996,012	6.87
		他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券合計	30,838,291	30,894,589	53.08
		投資有価証券合計	30,838,291	30,894,589	53.08

(1) 額面価額は証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

## ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト - 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

## 投資有価証券の業種別および地域別分布表

2019年1月31日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合(%)
フランス	
金融	32.51
	<hr/>
	32.51
ドイツ	
金融	13.70
	<hr/>
	13.70
イギリス	
金融	6.87
	<hr/>
	6.87
投資合計	<hr/> <hr/>
	53.08

[次へ](#)

## 4 管理会社の概況

### (1) 資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ(約4,728万円)で、2019年2月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ(約315万円)の記名株式15株を発行済です。

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、2019年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=126.09円)によります。

### (2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社(その単独株主はノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.)は1991年7月8日付公正証書(1991年8月16日にルクセンブルグの官報であるメモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン「メモリアル」に公告)によりルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立されました。管理会社の定款(2017年11月16日付で改訂済)は、ルクセンブルグ商業および法人登記所(同所にて、閲覧および写しの入手が可能)に預託されています。管理会社は期間を無期限として設立されました。その登記上の事務所および本店は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟です。管理会社は、商業登記簿を登録第B37 359号としてルクセンブルグ地方裁判所に登録しています。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- ・2010年12月17日の投資信託に関するルクセンブルグ法(改正済)(以下「2010年法」といいます。)第101条第2項および同法別紙に基づき、EU指令2009/65/ECに従い認可されルクセンブルグ国内外において設立された譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」といいます。)の管理、およびEU指令2009/65/ECに従い認可されていないルクセンブルグ国内外において設立された投資信託(以下「UCI」といいます。)の付加的な管理を行うこと
- ・ルクセンブルグ国内外において設立された、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU(以下「AIFMD」といいます。)に定義されるオルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」といいます。)に関し、2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関するルクセンブルグ法(改正済)(以下「2013年法」といいます。)第5条第2項および同法別紙Iに基づくAIFの資産に関する運用、管理、販売およびその他の業務を行うこと

なお、管理会社は、(a)顧客ごとのポートフォリオの一任運用、(b)投資助言、(c)投資信託の受益証券の保管および管理または(d)2013年法第5条第4項に企図される金融商品に関する注文の受理および送信のサービスを提供しません。管理会社はまた、自らが業務(所在地および管理支援サービスを含みます。)を行うUCITS、UCIおよびAIFの子会社に対して上記の運用、管理および販売業務を行うこともできます。

管理会社は、業務の無償提供および/または支店開設を通じ、ルクセンブルグ国外において許可を受けた活動を行うこともできます。

管理会社は、2010年法および2013年法の定める範囲内であれば、これらにより認められる最大限の範囲まで、その目的の達成に直接もしくは間接的に関連し、ならびに/またはこれに有益および/もしくは必要とみなされるあらゆることを実行することができます。管理会社は、2010年法15章に定義される管理会社および2013年法に定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社として認可されています。

管理会社は、ファンドの投資運用業務およびそれに付随するその他業務をファンドの投資運用会社であるノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドに委託しており、また、ファンド資産の保管業務、2010年法および2013年法に基づく保管受託銀行としてのその他の業務ならびに管理業務を、保管受託銀行、登録・名義書換事務・支払、管理事務、発行会社代理人および評価代理人であるノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に委託しています。

管理会社は、2019年2月末日現在、以下の表に記載の契約型オープン・エンド型投資信託の受益証券の管理・運用を行っており、管理投資信託財産額は約1.1兆円です。

(2019年2月末日現在)

国別(設立国)	種別(基本的性格)	本数	純資産額の合計(通貨別)
ルクセンブルグ	MMF	2	3,414,237,151.81米ドル
		2	2,580,981,625.09豪ドル
		1	103,608,469.30カナダ・ドル
		2	532,372,305.79ニュージーランド・ドル
		1	56,172,875.00英ポンド
ルクセンブルグ	その他	15	941,784,440.21米ドル
		6	66,144,397.64ユーロ
		14	184,252,804,278円
		8	488,933,157.87豪ドル
		3	4,601,968.45カナダ・ドル
		4	159,024,236.40ニュージーランド・ドル
		2	1,916,354.91英ポンド
		1	5,724,710.34メキシコ・ペソ
		1	72,856,940.44トルコ・リラ
ケイマン	その他	7	422,874,017.84米ドル
		2	116,982,199円
		4	458,812,855.71豪ドル
		3	139,242,060.06ニュージーランド・ドル
合計		78	

(3) その他

本書提出前6か月以内において訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えたまたは与えることが予想される事実はありません。

[次へ](#)



## (2) その他の訂正

下線または傍線部分は訂正箇所を示します。

## 第一部 証券情報

## (8) 申込取扱場所

<訂正前>

U . S . ドル・マネー・マーケット・ファンド：

藍澤証券株式会社

東京都中央区日本橋1 - 20 - 3

ホームページ：<http://www.aizawa.co.jp>

いちよし証券株式会社

東京都中央区八丁堀2 - 14 - 1

ホームページ：<http://www.ichiyoshi.co.jp>

岩井コスモ証券株式会社

大阪府大阪市中央区今橋1 - 8 - 12

ホームページ：<http://www.iwaicosmo.co.jp>

(中略)

九州F G証券株式会社

熊本県熊本市中央区紺屋町一丁目13番地5

ホームページ：<http://www.kyushu-fg-sec.co.jp>

(中略)

ごうぎん証券株式会社

島根県松江市津田町319番地1

ホームページ：<http://www.goginsec.co.jp>

四国アライアンス証券株式会社

愛媛県松山市三番町5丁目10 - 1

ホームページ：<http://www.shikoku-alliance-sec.co.jp>

七十七証券株式会社

宮城県仙台市青葉区中央一丁目7番5号

ホームページ：<https://www.77sec.co.jp>

上光証券株式会社(注1)

北海道札幌市中央区北1条西3丁目3番地

ホームページ：<http://jyokoshoken.co.jp>

高木証券株式会社

大阪府大阪市北区梅田一丁目3番1 - 400号

ホームページ：<http://www.takagi-sec.co.jp>

(中略)

とうほう証券株式会社

福島県福島市大町3番25号

ホームページ：<http://toho-sec.co.jp>

奈良証券株式会社(注2)

奈良県大和郡山市南郡山町212 - 7

ホームページ：<http://nara-sec.co.jp>

八十二証券株式会社

長野県上田市常田2 - 3 - 3

ホームページ：<http://www.82sec.co.jp>

光証券株式会社

兵庫県神戸市中央区加納町3丁目4番2号

ホームページ：<http://www.hikarishoken.com>

丸三証券株式会社

東京都千代田区麹町3 - 3 - 6 麹町フロントビル

ホームページ：<http://www.marusan-sec.co.jp>

## 丸八証券株式会社

愛知県名古屋市中区新栄町二丁目4番地

ホームページ：<http://www.maruhachi-sec.co.jp>

（中略）

## むさし証券株式会社

埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-333-13

ホームページ：<http://www.musashi-sec.co.jp>

## 野村證券株式会社（注3）

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

ホームページ：<http://www.nomura.co.jp>

（中略）

## 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド：

## 藍澤證券株式会社

東京都中央区日本橋1-20-3

ホームページ：<http://www.aizawa.co.jp>

## いちよし証券株式会社

東京都中央区八丁堀2-14-1

ホームページ：<http://www.ichiyoshi.co.jp>

（中略）

## 九州F G証券株式会社

熊本県熊本市中央区紺屋町一丁目13番地5

ホームページ：<http://www.kyushu-fg-sec.co.jp>

（中略）

## ごうぎん証券株式会社

島根県松江市津田町319番地1

ホームページ：<http://www.goginsec.co.jp>

## 四国アライアンス証券株式会社

愛媛県松山市三番町5丁目10-1

ホームページ：<http://www.shikoku-alliance-sec.co.jp>

## 七十七証券株式会社

宮城県仙台市青葉区中央一丁目7番5号

ホームページ：<https://www.77sec.co.jp>

## 上光証券株式会社（注1）

北海道札幌市中央区北1条西3丁目3番地

ホームページ：<http://jyokoshoken.co.jp>

## 高木証券株式会社

大阪府大阪市北区梅田一丁目3番1-400号

ホームページ：<http://www.takagi-sec.co.jp>

## とうほう証券株式会社

福島県福島市大町3番25号

ホームページ：<http://toho-sec.co.jp>

## 奈良証券株式会社（注2）

奈良県大和郡山市南郡山町212-7

ホームページ：<http://nara-sec.co.jp>

## 八十二証券株式会社

長野県上田市常田2-3-3

ホームページ：<https://www.82sec.co.jp>

## ひろぎん証券株式会社

広島県広島市中区立町2番30号

ホームページ：<http://www.hirogin-sec.co.jp>

## 野村證券株式会社（注3）

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

ホームページ：<http://www.nomura.co.jp>

(以下それぞれ「販売会社」といいます。)

(注1) 取扱いは、2019年2月12日に開始となる予定です。

また、2019年4月1日付で商号が北洋証券株式会社に変更の予定です。

以下同じです。

(注2) 取扱いは、2019年3月18日に開始となる予定です。

また、同日付で商号および所在地は以下に変更となる予定です。

(商号)南都まほろば証券株式会社

(所在地)奈良県奈良市西大寺東町2-1-56

以下同じです。

(注3) 野村証券株式会社における申込みの取扱いは、確定拠出年金法にもとづいて個人または事業主が拠出した資金をもってファンド証券の申込みをする投資家に限ります。

(注4) 上記各販売会社の日本における本支店および営業所において、申込みの取扱いを行います。

&lt;訂正後&gt;

## U . S . ドル・マネー・マーケット・ファンド：

## 藍澤證券株式会社

東京都中央区日本橋 1 - 20 - 3

ホームページ：<https://www.aizawa.co.jp>

## いちよし証券株式会社

東京都中央区八丁堀 2 - 14 - 1

ホームページ：<https://www.ichiyoshi.co.jp>

## 岩井コスモ証券株式会社

大阪府大阪市中央区今橋 1 - 8 - 12

ホームページ：<https://www.iwaicosmo.co.jp>

( 中略 )

## 九州 F G 証券株式会社

熊本県熊本市中央区紺屋町一丁目13番地 5

ホームページ：<https://www.kyushu-fg-sec.co.jp>

( 中略 )

## ごうぎん証券株式会社

島根県松江市津田町319番地 1

ホームページ：<https://www.goginsec.co.jp>

## 四国アライアンス証券株式会社

愛媛県松山市三番町 5 丁目10番地 1

ホームページ：<http://www.shikoku-alliance-sec.co.jp>

## 七十七証券株式会社

宮城県仙台市青葉区中央一丁目 7 番 5 号

ホームページ：<https://www.77sec.co.jp>

## 高木証券株式会社 ( 注 1 )

大阪府大阪市北区梅田一丁目 3 番 1 - 400号

ホームページ：<https://www.takagi-sec.co.jp>

( 中略 )

## とうほう証券株式会社

福島県福島市大町 3 番25号

ホームページ：<http://toho-sec.co.jp>

## 南都まほろば証券株式会社

奈良県奈良市西大寺東町 2 - 1 - 56

ホームページ：<https://www.nanto-sec.co.jp>

## 八十二証券株式会社

長野県上田市常田 2 - 3 - 3

ホームページ：<https://www.82sec.co.jp>

## 光証券株式会社

兵庫県神戸市中央区加納町 3 丁目 4 番 2 号

ホームページ：<http://www.hikarishoken.com>

## 北洋証券株式会社

北海道札幌市中央区北 1 条西 3 丁目 3 番地

ホームページ：<https://www.hokuyo-sec.co.jp>

## 丸三証券株式会社

東京都千代田区麹町 3 - 3 - 6 麹町フロントビル

ホームページ：<https://www.marusan-sec.co.jp>

## 丸八証券株式会社

愛知県名古屋市中区新栄町二丁目 4 番地

ホームページ：<https://www.maruhachi-sec.co.jp>

( 中略 )

## むさし証券株式会社

埼玉県さいたま市大宮区桜木町4 - 333 - 13

ホームページ：<https://www.musashi-sec.co.jp>

野村証券株式会社(注2)

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

ホームページ：<https://www.nomura.co.jp>

(中略)

豪ドル・マネー・マーケット・ファンド：

藍澤証券株式会社

東京都中央区日本橋1 - 20 - 3

ホームページ：<https://www.aizawa.co.jp>

いちよし証券株式会社

東京都中央区八丁堀2 - 14 - 1

ホームページ：<https://www.ichiyoshi.co.jp>

(中略)

九州F G証券株式会社

熊本県熊本市中央区紺屋町一丁目13番地5

ホームページ：<https://www.kyushu-fg-sec.co.jp>

(中略)

ごうぎん証券株式会社

島根県松江市津田町319番地1

ホームページ：<https://www.goginsec.co.jp>

四国アライアンス証券株式会社

愛媛県松山市三番町5丁目10番地1

ホームページ：<http://www.shikoku-alliance-sec.co.jp>

七十七証券株式会社

宮城県仙台市青葉区中央一丁目7番5号

ホームページ：<https://www.77sec.co.jp>

高木証券株式会社(注1)

大阪府大阪市北区梅田一丁目3番1 - 400号

ホームページ：<https://www.takagi-sec.co.jp>

とうほう証券株式会社

福島県福島市大町3番25号

ホームページ：<http://toho-sec.co.jp>

南都まほろば証券株式会社

奈良県奈良市西大寺東町2 - 1 - 56

ホームページ：<https://www.nanto-sec.co.jp>

八十二証券株式会社

長野県上田市常田2 - 3 - 3

ホームページ：<https://www.82sec.co.jp>

ひろぎん証券株式会社

広島県広島市中区立町2番30号

ホームページ：<http://www.hirogin-sec.co.jp>

北洋証券株式会社

北海道札幌市中央区北1条西3丁目3番地

ホームページ：<https://www.hokuyo-sec.co.jp>

野村証券株式会社(注2)

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

ホームページ：<https://www.nomura.co.jp>

(以下それぞれ「販売会社」といいます。)

(注1) 2019年9月1日付で東海東京証券株式会社と合併する予定です。合併後の商号は東海東京証券株式会社となる予定です。以下同じです。

(注2) 野村證券株式会社における申込みの取扱いは、確定拠出年金法にもとづいて個人または事業主が拠出した資金をもってファンド証券の申込みをする投資家に限りません。

(注3) 上記各販売会社の日本における本支店および営業所において、申込みの取扱いを行います。

## ( 1 2 ) その他

## (2) 引受等の概要

## &lt; 訂正前 &gt;

- ( ) U . S . ドル・マネー・マーケット・ファンドについて各販売会社は、管理会社との間の日本におけるファンド証券の受益証券販売・買戻契約(修正および/または再録されることがあります。)(野村證券株式会社については2018年7月6日付、岡地証券株式会社については2014年12月19日付、光証券株式会社および八十二証券株式会社については2015年7月31日付、F F G証券株式会社については2017年10月31日付、ごうぎん証券株式会社については2017年5月26日付、とうほう証券株式会社については2016年3月22日付、ぐんぎん証券株式会社については2016年12月28日付、京銀証券株式会社については2017年3月17日付、七十七証券株式会社については2017年12月18日付、九州F G証券株式会社については2017年12月19日付、F P L証券株式会社については2018年3月20日付、上光証券株式会社ならびに奈良証券株式会社については2018年12月20日付、それ以外の販売会社については2015年8月28日付)に基づきそれぞれファンド証券の募集を行います。
- ( ) 豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについて各販売会社は、管理会社との間の日本におけるファンド証券の受益証券販売・買戻契約(修正および/または再録されることがあります。)(野村證券株式会社については2018年7月6日付、八十二証券株式会社については2015年7月31日付、ごうぎん証券株式会社については2017年5月26日付、とうほう証券株式会社については2016年3月22日付、藍澤証券株式会社については2016年12月27日付、ぐんぎん証券株式会社については2016年12月28日付、京銀証券株式会社については2017年3月17日付、七十七証券株式会社については2017年12月18日付、九州F G証券株式会社については2017年12月19日付、上光証券株式会社ならびに奈良証券株式会社については2018年12月20日付、それ以外の販売会社については2015年8月28日付)に基づきそれぞれファンド証券の募集を行います。

## &lt; 訂正後 &gt;

- ( ) U . S . ドル・マネー・マーケット・ファンドについて各販売会社は、管理会社との間の日本におけるファンド証券の受益証券販売・買戻契約(修正および/または再録されることがあります。)(野村證券株式会社については2018年7月6日付、岡地証券株式会社については2014年12月19日付、光証券株式会社および八十二証券株式会社については2015年7月31日付、F F G証券株式会社については2017年10月31日付、ごうぎん証券株式会社については2017年5月26日付、とうほう証券株式会社については2016年3月22日付、ぐんぎん証券株式会社については2016年12月28日付、京銀証券株式会社については2017年3月17日付、七十七証券株式会社については2017年12月18日付、九州F G証券株式会社については2017年12月19日付、F P L証券株式会社については2018年3月20日付、北洋証券株式会社ならびに南都まほろば証券株式会社については2018年12月20日付、それ以外の販売会社については2015年8月28日付)に基づきそれぞれファンド証券の募集を行います。
- ( ) 豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについて各販売会社は、管理会社との間の日本におけるファンド証券の受益証券販売・買戻契約(修正および/または再録されることがあります。)(野村證券株式会社については2018年7月6日付、八十二証券株式会社については2015年7月31日付、ごうぎん証券株式会社については2017年5月26日付、とうほう証券株式会社については2016年3月22日付、藍澤証券株式会社については2016年12月27日付、ぐんぎん証券株式会社については2016年12月28日付、京銀証券株式会社については2017年3月17日付、七十七証券株式会社については2017年12月18日付、九州F G証券株式会社については2017年12月19日付、北洋証券株式会社ならびに南都まほろば証券株式会社については2018年12月20日付、それ以外の販売会社については2015年8月28日付)に基づきそれぞれファンド証券の募集を行います。

## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

#### 1 ファンドの性格

##### (1) ファンドの目的及び基本的性格

###### ファンドの形態

<訂正前>

(前略)

ファンドは、MMF規則第2条(14)に基づくマネー・マーケット・ファンド(「短期MMF」)としての資格を有します。より具体的には、各ファンドは、MMF規則第2条(11)に定義される公債コンスタントNAV MMF(以下「公債CNAV MMF」といいます。)としての要件を満たしています。

(後略)

<訂正後>

(前略)

ファンドは、MMF規則第2条(14)に基づく短期マネー・マーケット・ファンド(「短期MMF」)としての資格を有します。より具体的には、各ファンドは、MMF規則第2条(11)に定義される公債コンスタントNAV MMF(以下「公債CNAV MMF」といいます。)としての要件を満たしています。

(後略)

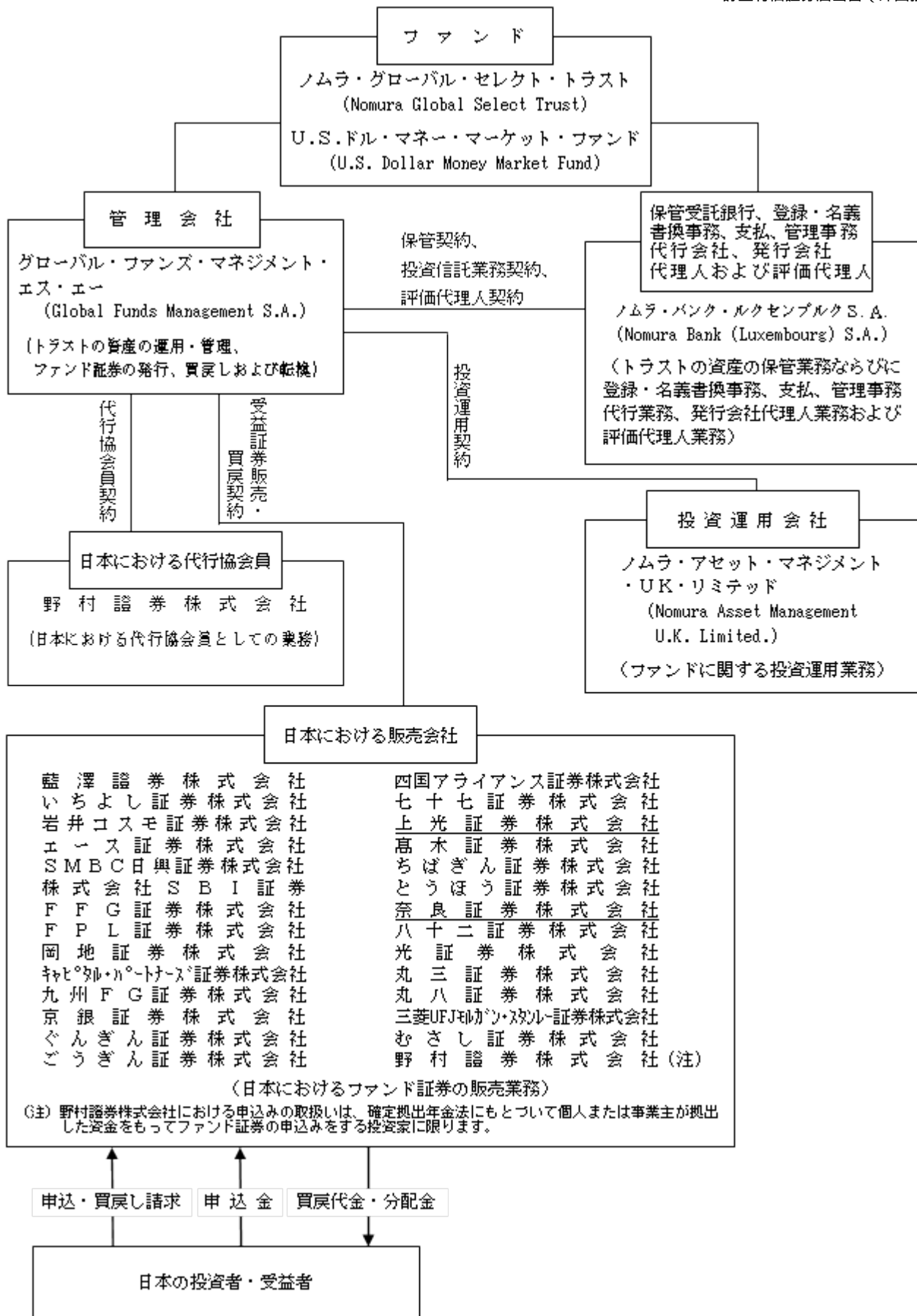
##### (3) ファンドの仕組み

###### ファンドの仕組み

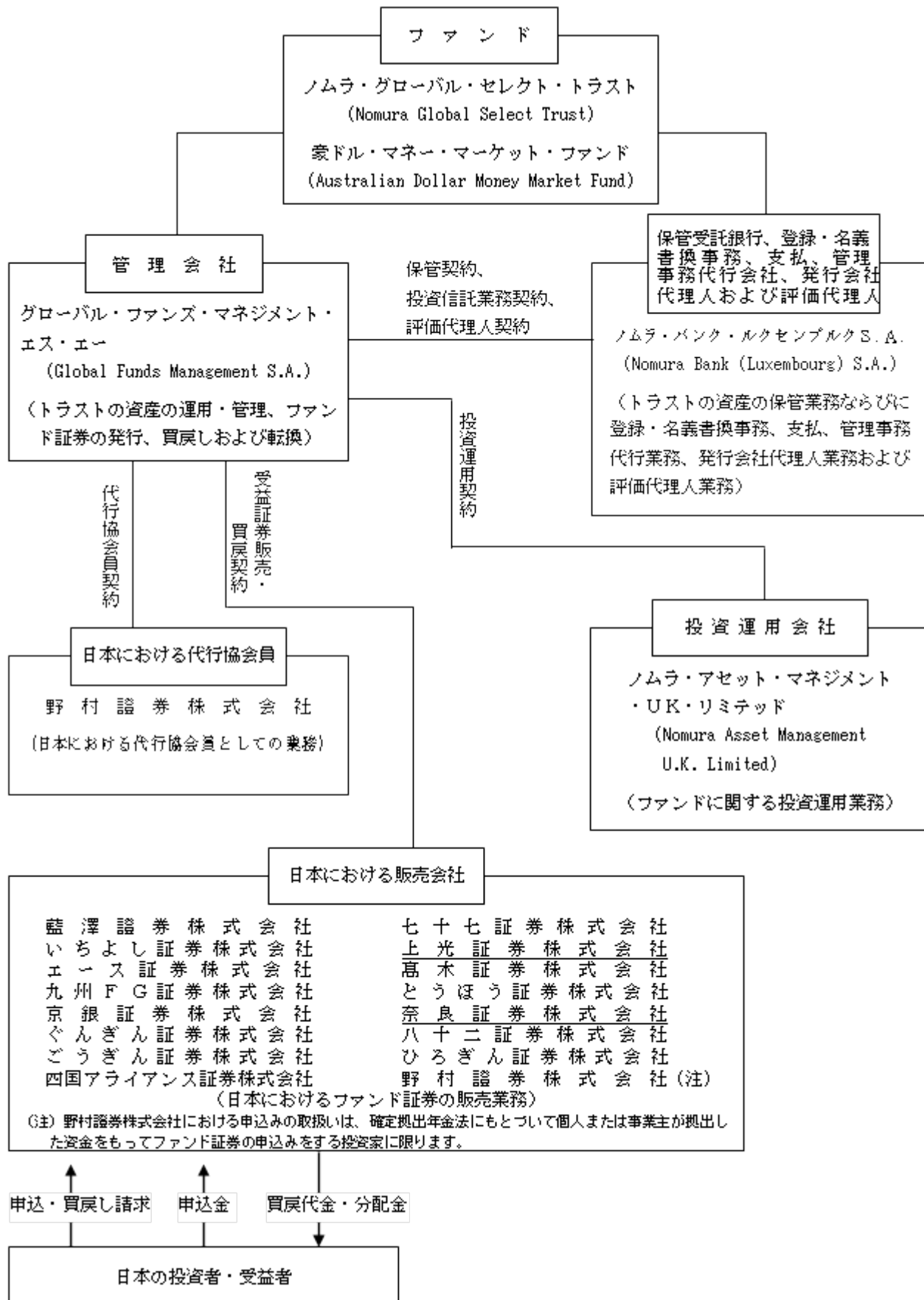
<訂正前>

( ) U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド



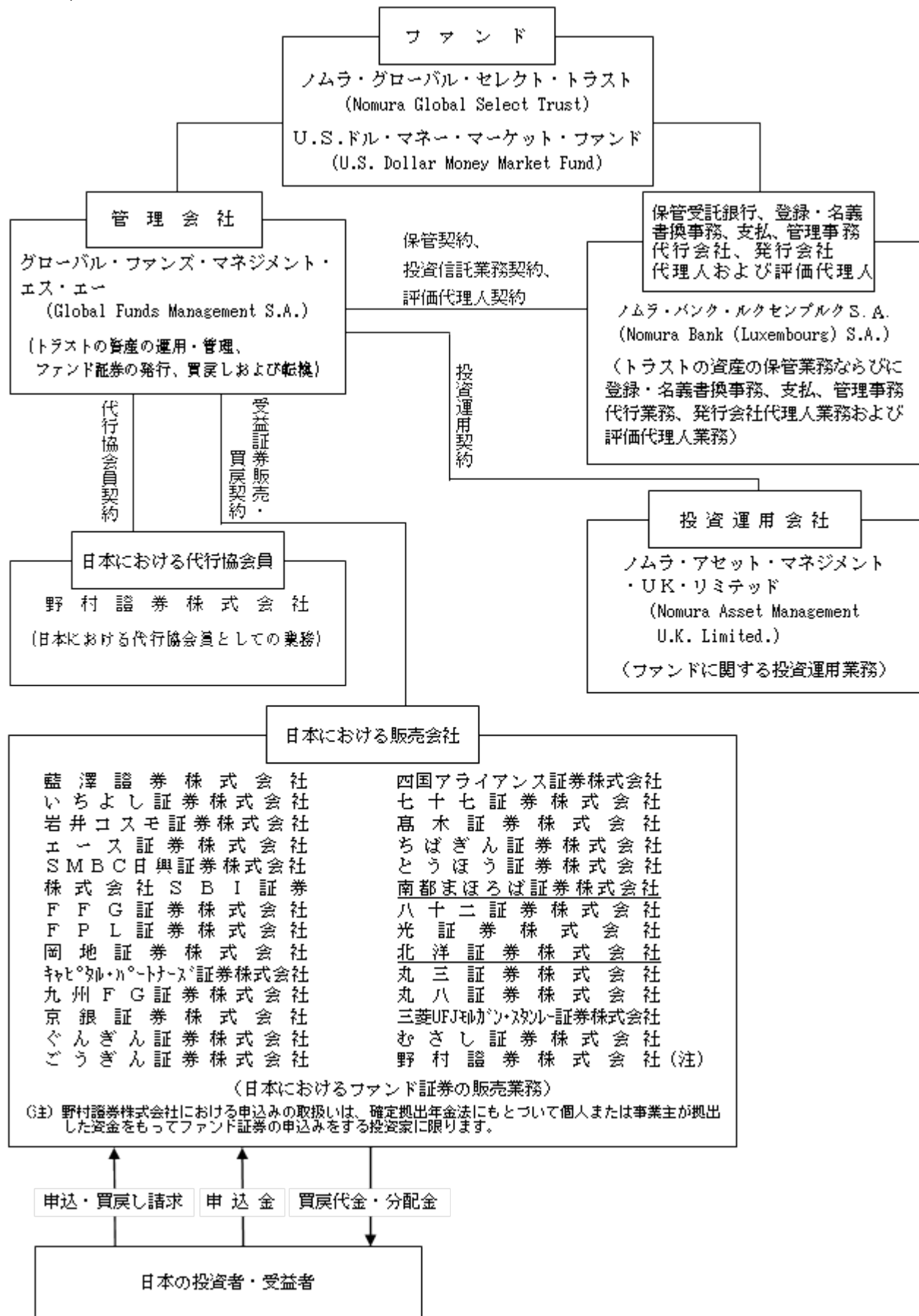


## ( )豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

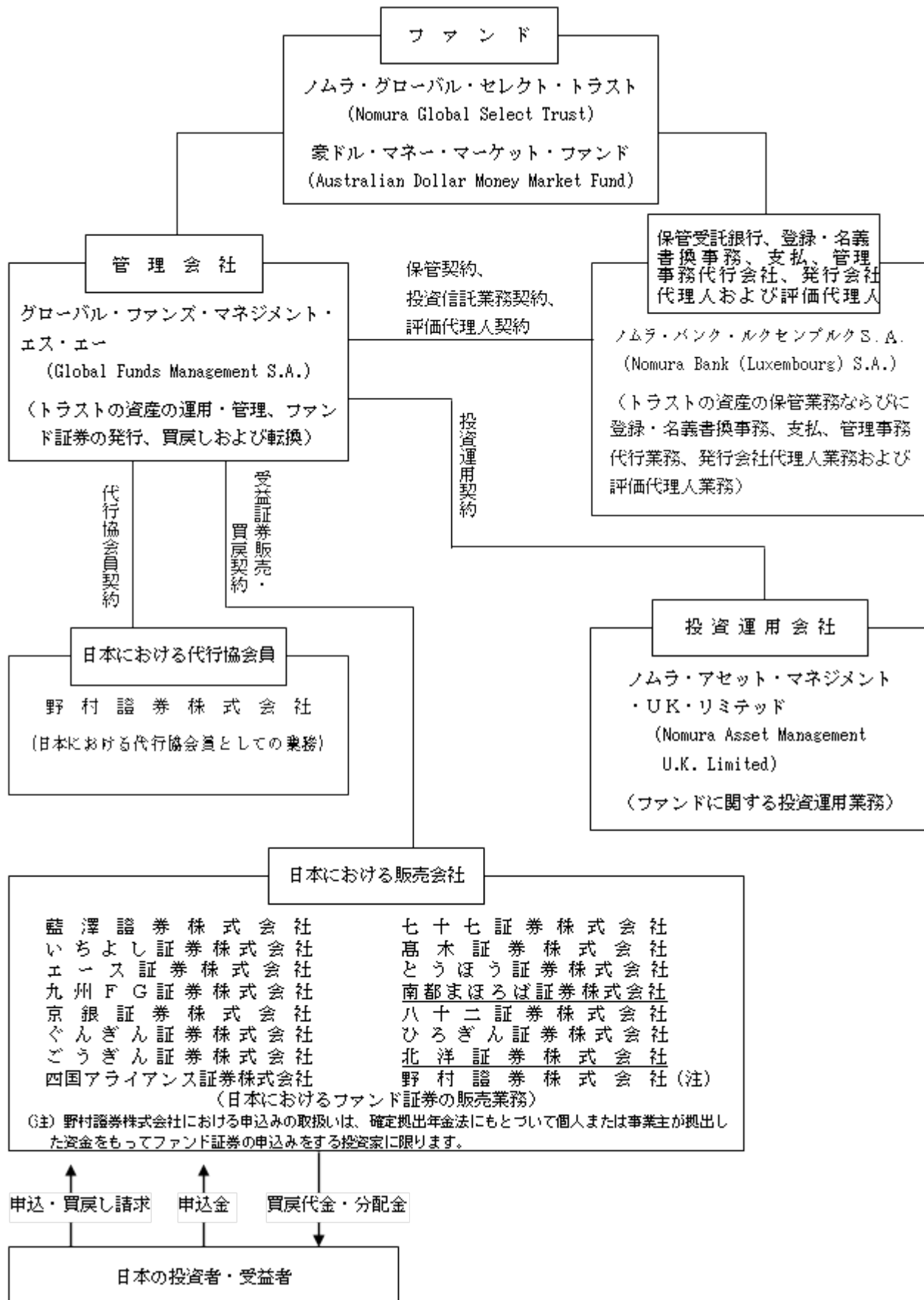


&lt;訂正後&gt;

( ) U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド



## ( )豪ドル・マネー・マーケット・ファンド



## ( 5 ) 投資制限

&lt; 訂正前 &gt;

( 前略 )

**一般投資規則**

．適格資産

A．下記 から\_\_項の要件に従い、管理会社は、各ファンドにつきその純資産の少なくとも99.5%を以下に投資します。

( 後略 )

&lt; 訂正後 &gt;

( 前略 )

**一般投資規則**

．適格資産

A．下記 から\_\_項の要件に従い、管理会社は、各ファンドにつきその純資産の少なくとも99.5%を以下に投資します。

( 後略 )

### 3 投資リスク

<参考情報>

<訂正前>

#### ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

##### U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド



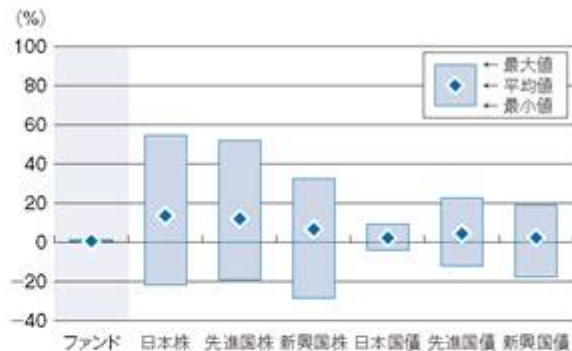
- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。2013年12月末を100として指数化しております。
- 年間騰落率は、2013年12月～2018年11月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

##### 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。2013年12月末を100として指数化しております。
- 2013年4月23日より運用を開始しましたので、年間騰落率は、2014年4月から2018年11月の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨である豪ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

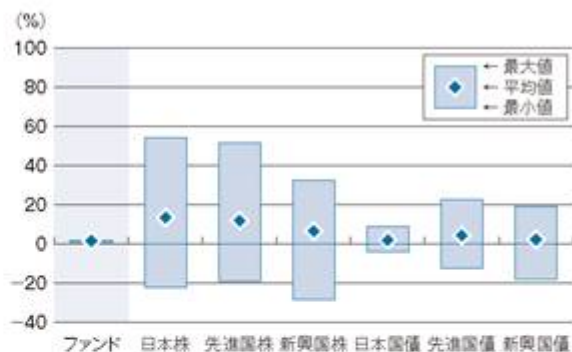
#### ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	1.22	54.4	51.7	32.3	9.1	22.7	19.2
最小値(%)	0.15	-22.0	-19.2	-28.6	-3.9	-12.3	-18.1
平均値(%)	0.40	13.4	11.9	6.6	2.0	4.3	2.3

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 2013年12月～2018年11月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	1.97	54.4	51.7	32.3	9.1	22.7	19.2
最小値(%)	1.04	-22.0	-19.2	-28.6	-3.9	-12.3	-18.1
平均値(%)	1.49	13.4	11.9	6.6	2.0	4.3	2.3

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 2013年12月～2018年11月の5年間（ファンドについては2014年4月～2018年11月）の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

## (ご注意)

- ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率は、実際の純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 代表的な資産クラスを表す指数  
日本株・・・TOPIX(配当込み)  
先進国株・・・ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックス  
新興国株・・・S&P新興国総合指数  
日本国債・・・BBGバークレイズE1年超日本国債指数  
先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)  
新興国債・・・FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)  
(注)ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックスおよびS&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「株東京証券取引所」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、株東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属します。インデックスは資産運用管理の対象とはなりません。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではありません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)はFTSE Fixed Income LLCにより算出および公表されている債券インデックスです。

&lt;訂正後&gt;

## ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

## U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド



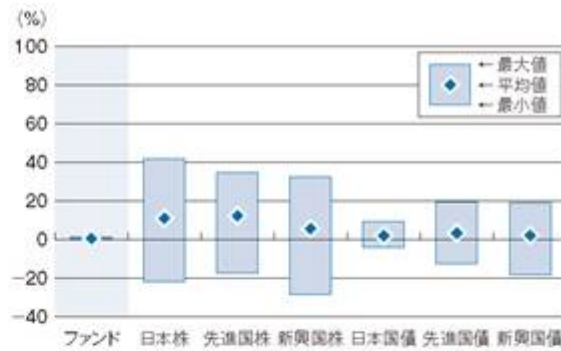
- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。2014年3月末を100として指数化しております。
- 年間騰落率は、2014年3月～2019年2月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

## 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。2014年3月末を100として指数化しております。
- 2013年4月23日より運用を開始しましたので、年間騰落率は、2014年4月から2019年2月の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨である豪ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

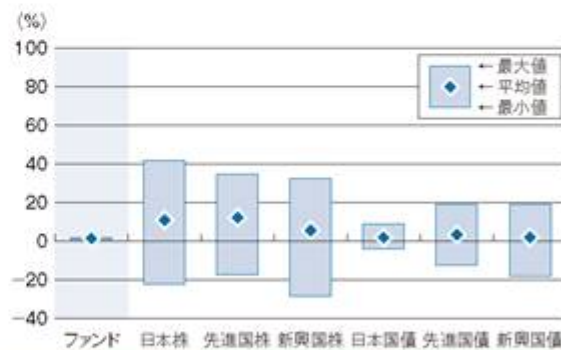
## ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	1.45	41.9	34.8	32.3	9.1	19.3	19.2
最小値(%)	0.16	-22.0	-17.5	-28.6	-3.9	-12.3	-18.1
平均値(%)	0.46	10.9	12.3	5.6	1.9	3.4	2.1

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 2014年3月～2019年2月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	1.97	41.9	34.8	32.3	9.1	19.3	19.2
最小値(%)	1.04	-22.0	-17.5	-28.6	-3.9	-12.3	-18.1
平均値(%)	1.47	10.9	12.3	5.6	1.9	3.4	2.1

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 2014年3月～2019年2月の5年間(ファンドについては2014年4月～2019年2月)の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



## (ご注意)

- ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率は、実際の純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 代表的な資産クラスを表す指数  
日本株・・・TOPIX(配当込み)  
先進国株・・・FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)  
新興国株・・・S&P新興国総合指数  
日本国債・・・BBGバークレイズE1年超日本国債指数  
先進国債・・・FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)  
新興国債・・・FTSE新興国市場国債指数(円ベース)  
(注)S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「株東京証券取引所」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、株東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

## 4 手数料等及び税金

### (3) 管理報酬等

<訂正前>

(前略)

上記の報酬率は金利水準により引き下げられる場合があります。  
2018年11月末現在、報酬率の引き下げは行われていません。

<訂正後>

(前略)

上記の報酬率は金利水準により引き下げられる場合があります。  
2019年2月末現在、報酬率の引き下げは行われていません。

## 第2 管理及び運営

### 5 資産管理等の概要

#### (1) 資産の評価

資産の評価

<訂正前>

ファンド証券の1口当り純資産価格は、ファンドの基準通貨で表示され、日々の分配金宣言直後、毎取引日に決定されます。1口当り純資産価格は、コンスタントNAVとします。

「アメリカMMF取引日」は、( )ルクセンブルグ、ロンドンおよびニューヨークの銀行営業日、かつ( )日本の販売会社の営業日である日(ただし12月24日を除きます)をいい、「オーストラリアMMF取引日」は、( )ルクセンブルグ、ロンドン、シドニー、メルボルンおよびニューヨークの銀行営業日、かつ( )日本における販売会社の営業日である日(ただし12月24日を除きます。)をいいます。

(後略)

<訂正後>

ファンド証券の1口当り純資産価格は、ファンドの基準通貨で表示され、日々の分配金宣言直後、毎取引日に決定されます。1口当り純資産価格は、コンスタントNAVとします。

「アメリカMMF取引日」は、( )ルクセンブルグ、ロンドンおよびニューヨークの銀行営業日、かつ( )日本の販売会社の営業日(ただし12月24日を除きます)をいい、「オーストラリアMMF取引日」は、( )ルクセンブルグ、ロンドン、シドニー、メルボルンおよびニューヨークの銀行営業日、かつ( )日本における販売会社の営業日(ただし12月24日を除きます。)をいいます。

(後略)

## 第3 ファンドの経理状況

## 2 ファンドの現況

## 純資産額計算書

&lt;訂正前&gt;

## U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド

(2018年11月末日現在)

	米ドル	千円 ( 、 を除く)
・ 資産総額	271,725,305.82	30,832,670
・ 負債総額	683,292.52	77,533
・ 純資産総額 ( - )	271,042,013.30	30,755,137
・ 発行済口数	27,104,201,330口	
・ 1口当り純資産価格 ( / )	0.01	1.13円

## 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

(2018年11月末日現在)

	豪ドル	千円 ( 、 を除く)
I. 資産総額	39,230,843.79	3,259,299
・ 負債総額	72,322.21	6,009
・ 純資産総額 ( - )	39,158,521.58	3,253,290
・ 発行済口数	3,915,852,158口	
・ 1口当り純資産価格 ( / )	0.01	0.83円

&lt;訂正後&gt;

## U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド

(2018年11月末日現在)

	米ドル	千円 ( 、 を除く)
・ 資産総額	271,725,305.82	30,832,670
・ 負債総額	683,292.52	77,533
・ 純資産総額 ( - )	271,042,013.30	30,755,137
・ 発行済口数	27,104,201,330口	
・ 1口当り純資産価格 ( / )	0.01	1.13円

(注) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2018年11月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル = 113.47円)によります。

## 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

(2018年11月末日現在)

	豪ドル	千円 ( 、 を除く)
I. 資産総額	39,230,843.79	3,259,299
・ 負債総額	72,322.21	6,009
・ 純資産総額 ( - )	39,158,521.58	3,253,290
・ 発行済口数	3,915,852,158口	
・ 1口当り純資産価格 ( / )	0.01	0.83円

(注) 豪ドルの円貨換算は、便宜上、2018年11月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1豪ドル = 83.08円)によります。

## 第三部 特別情報

### 第2 その他の関係法人の概況

#### 1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

(前略)

30. 上光証券株式会社(日本における「販売会社」)

(中略)

##### (2) 事業の内容

1938年に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。2019年4月1日付で商号が北洋証券株式会社に変更の予定です。

31. 奈良証券株式会社(日本における「販売会社」)

(中略)

##### (2) 事業の内容

1944年に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。2019年3月18日付で商号は以下に変更となる予定です。

(商号)南都まほろば証券株式会社

<訂正後>

(前略)

30. 北洋証券株式会社(日本における「販売会社」)

(中略)

##### (2) 事業の内容

1938年に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

31. 南都まほろば証券株式会社(日本における「販売会社」)

(中略)

##### (2) 事業の内容

1944年に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

## 2 関係業務の概要

### <訂正前>

（前略）

17. 四国アライアンス証券株式会社（日本における「販売会社」）

U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。

（中略）

23. ごうぎん証券株式会社（日本における「販売会社」）

U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。

（中略）

26. 京銀証券株式会社（日本における「販売会社」）

U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。

（中略）

30. 上光証券株式会社（日本における「販売会社」）

2019年2月12日より、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行う予定です。

31. 奈良証券株式会社（日本における「販売会社」）

2019年3月18日より、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行う予定です。

### <訂正後>

（前略）

17. 四国アライアンス証券株式会社（日本における「販売会社」）

U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。また、2019年5月7日より、NZドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行う予定です。

（中略）

23. ごうぎん証券株式会社（日本における「販売会社」）

U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。また、2019年5月7日よりNZドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行う予定です。

（中略）

26. 京銀証券株式会社（日本における「販売会社」）

U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。また、2019年5月7日よりNZドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行う予定です。

（中略）

30. 北洋証券株式会社(日本における「販売会社」)

U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。

31. 南都まほろば証券株式会社(日本における「販売会社」)

U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。また、2019年5月7日より、NZドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行う予定です。